

# 文書問題調査特別委員会議事順序

令和6年6月27日(木)  
午後1時30分  
大会議室

開 会

- 1 諸報告
- 2 証人尋問及び資料要求の手続きについて
- 3 今後のスケジュールについて
- 4 資料提出及び証人出頭の要求について
- 5 職員アンケートの実施について
- 6 知事への申し入れについて
- 7 その他

閉 会

## 文書問題調査特別委員会運営要領

### 1 調査事項

令和6年3月12日付け元県民局長の文書に記載されている7項目の内容の真偽に関連する事項

### 2 調査権限

地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限

### 3 調査期限

令和6年6月13日から調査が完了するまでとし、閉会中も調査を行うことができる。

### 4 調査経費

本調査に要する経費は、500万円以内とする。

### 5 会議の場所

会議は原則として大会議室を使用する。

### 6 調査日程

調査日程については、委員会に諮り決定する。

### 7 委員会の基本的な運営

- (1) 委員会の会議は原則公開とし、インターネットによるライブ中継及び録画配信を行う。ただし、公開することにより事実関係が解明できないおそれがあるとき、個人のプライバシーに関わるとき等は、委員会の議決により秘密会とすることができる。
- (2) 委員は、秘密会で知り得た情報は他に漏らしてはならない。
- (3) 委員会の調査は、基本的人権に最大限配慮して行う。

### 8 傍聴

- (1) 傍聴人の定員は、30人とする。ただし、特に必要があると認める場合は、委員長は委員会に諮って別に定員を決めることができる。
- (2) 資料の配布については委員長が決定する。
- (3) 委員外議員は秘密会も傍聴できるものとする。ただし、秘密会で知り得た情報は他に漏らしてはならない。
- (4) 撮影・録音は報道機関のみとする。ただし、撮影は委員長が指定した場所から行うものとする。
- (5) その他兵庫県議会委員会傍聴取扱要綱によるものとする。

### 9 理事会

- (1) 委員会の円滑な運営を図るため、理事会を置く。

- (2) 理事会は、正副委員長及び理事5人をもって構成する。なお、委員長は、理事とは別に指名した委員に、オブザーバーとして理事会への出席を求めることができる。
- (3) 理事は、委員会の運営について委員長に協力し、委員間の連絡調整に当たる。

## 10 その他

この要領に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って決めるものとする。

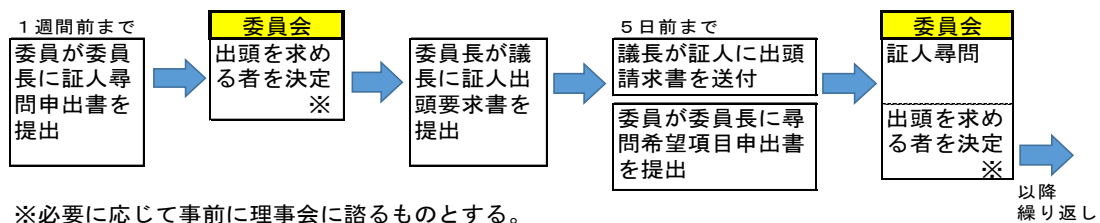
## 文書問題調査特別委員会における証人尋問の手続きについて（試案）

文書問題調査特別委員会（以下「委員会」という。）における証人尋問の手続きは下記のとおりとする。

### 1 証人出頭までの流れ

- 各委員は、委員会開催日の1週間前までに、「出頭を求める者の住所及び氏名」及び「証言を求める事項」について、委員長に別紙様式（証人尋問申出書）にて申し出ることとする。
- ①委員会で出頭を求める者を決定、②決定に基づき委員長が議長に対して証人出頭要求書を提出、③証人出頭要求書に基づき議長が証人に対して出頭請求書を送付する。
- なお、出頭を求める委員会の日時については事務局にて調整することとし、証人に対しては委員会開催日の原則5日前までに「出頭請求書」を届ける。（ただし、あらかじめ証人の同意があるときは除く）

#### [ 手続きの流れ ]



### 2 証人尋問の実施

#### (1) 尋問時間

- 証人1人あたりの尋問時間は、心理的負担等に配慮し、1日2時間以内を原則とする。

#### (2) 証人尋問の進め方

- 各委員は、証人尋問（委員会）の開催日の5日前までに、委員長に別紙様式（尋問希望項目申出書）にて申し出を行うこととする。
- ①総括尋問を委員長から行った後、②各委員から尋問を行う。
- 委員長は、各委員から提出された尋問希望項目のうち共通する事項について総括尋問で取り上げる。また、証人尋問を行う委員会の冒頭にて総括尋問で取り上げる項目について委員に対して説明し、了承を得るものとする。総括尋問は25分以内（証言時間を含む）とする。
- 各委員からの尋問は、総括尋問以外の項目及び総括尋問で不足している内容について取り上げることとする。（なお、尋問希望項目申出書以外の項目について尋問することを妨げない）
- 会派の持ち時間は「委員1人あたり5分×所属会派の委員数」（証言時間を含む）を基本とし、交渉会派にはこれに5分加え、尋問の順番及び時間は自民党35分、維新の会20分、公明党15分、県民連合15分、共産党5分、無所属議員5分とする。
- 全会派及び無所属議員一巡後、追加の尋問がある場合、当該証人の尋問時間が2時間に達するまで、残時間について、委員1人あたり5分以内を原則として尋問を認める。

証人尋問申出書

決定予定日	令和 年 月 日	受領日	令和 年 月 日 午 時 分
令和 年 月 日			
文書問題調査特別委員会 委員長 様			
委員 ( 氏 名 )			
下記の者について出頭を求めます。			
出頭を求める者の住所及び氏名		証言を求める事項	

(注1) 出頭を求める者が複数人いる場合は1枚にまとめて記載してかまわない。

(注2) 証言を求める事項はできる限り個別かつ具体的に記載すること。

尋問希望項目申出書

尋問日	令和 年 月 日	受領日	令和 年 月 日 午 時 分
令和 年 月 日			
文書問題調査特別委員会 委員長 様			
委員 ( 氏 名 )			
下記の項目について尋問を希望します。			
証人の氏名		尋問希望項目	

(注1) 証人が複数人いる場合は1枚にまとめて記載してかまわない。

(注2) 尋問希望項目はできる限り個別的かつ具体的に記載すること。

令和6年 月 日

兵庫県議会議長  
浜田知昭様

文書問題調査特別委員会  
委員長 奥谷謙一

### 証人出頭要求書

本委員会は、下記により証人の出頭を求めることに決定したから、兵庫県議会議議規則第72条の規定により要求します。

#### 記

- 1 証言を求める事件
- 2 証人の住所及び氏名
- 3 証言を求める事項
4. 出頭を求める日時及び場所

兵 議 第 号  
令 和 6 年 月 日

様

兵 庫 県 議 会 議 長  
浜 田 知 昭

### 証 人 出 頭 請 求 書

本議会において審議中の事件の調査のため下記により貴殿を証人として出頭を  
求めることになったから、地方自治法第 100 条第 1 項の規定により出頭されるよ  
う請求します。

なお、正当の理由がなく出頭せず又は証言を拒む場合は、地方自治法第 100 条  
第 3 項の規定により 6 箇月以下の禁固又は 10 万円以下の罰金に処せられること  
がありますので念のために申し添えます。

### 記

- 1 証言を求める事件
- 2 証言を求める事項
- 3 出頭を求める日時及び場所



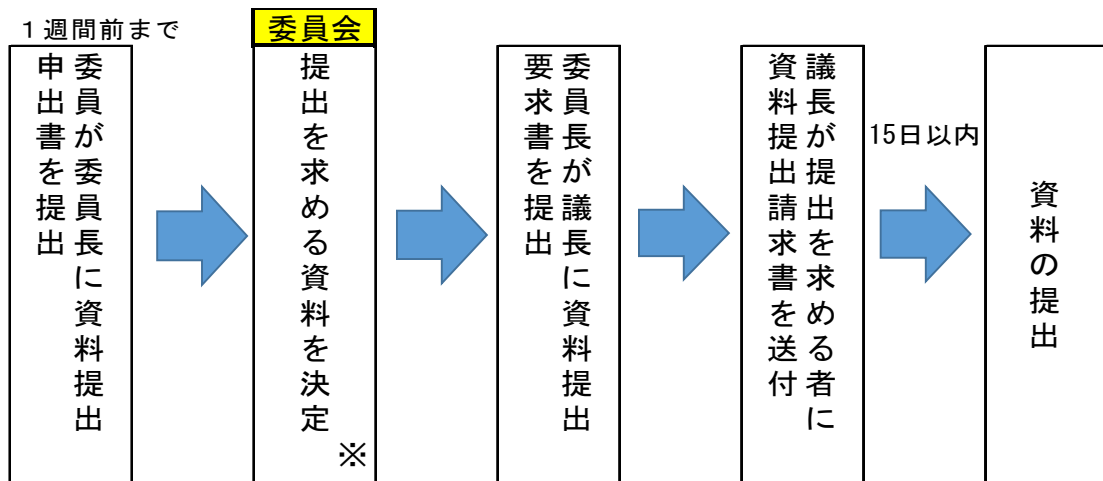
## 文書問題調査特別委員会における資料要求の手続きについて(試案)

文書問題調査特別委員会（以下「委員会」という。）における資料要求の手続きは下記のとおりとする。

### 1 資料要求の手続きの流れ

- 各委員は、提出を求める資料を決定する委員会の開催日の1週間前までに、「資料の提出を求める者の氏名」及び「提出を求める資料」について、委員長に別紙様式（資料提出申出書）にて申し出ることとする。
- ①委員会で提出を求める資料を決定、②決定に基づき委員長が議長に対して資料提出要求書を提出、③資料提出要求書に基づき議長が提出を求める者に対し資料提出請求書を送付する。
- なお、資料の提出期限は議長による資料提出請求書の送付日から15日後とする（送付日を含む）。

#### 〔 手続きの流れ 〕



※必要に応じて事前に理事会に諮るものとする。

### 2 その他

- 兵庫県内の団体等に調査照会又は資料送付要求を行う場合は、議長は団体代表者に対して調査照会書又は資料送付要求書を送付するものとし、手続きは上記を準用するものとする。

資料提出申出書

決定予定日	令和 年 月 日	受領日	令和 年 月 日 午 時 分
<p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>文書問題調査特別委員会 委員長 様</p> <p style="text-align: right;">委員 ( 氏 名 )</p> <p>下記の資料について提出を求めます。</p>			
資料の提出を求める者の氏名	提出を求める資料	目的 (明らかにしようとする事項)	

(注) 提出を求める資料が複数ある場合は1枚にまとめて記載してかまわない。

令和6年 月 日

兵庫県議会議長  
浜田 知 昭 様

文書問題調査特別委員会  
委員長 奥 谷 謙 一

### 資 料 （記 録） 提 出 要 求 書

本委員会は、下記により資料（記録）の提出を求めることに決定したから、兵庫県議会会議規則第72条の規定により要求します。

#### 記

- 1 提出を求める事件
- 2 提出を求める選挙人その他関係人
- 3 提出を求める資料
- 4 提出期限

兵 議 第 号  
令 和 6 年 月 日

(選挙人その他の関係人) 様

兵庫県議会議長  
浜 田 知 昭

### 資 料 ( 記 録 ) 提 出 請 求 書

本議会において審議中の事件の調査のため下記により資料（記録）の提出を求めることになったから、地方自治法第100条第1項の規定により提出されるよう請求します。

なお、正当の理由がなく資料（記録）の提出をしない場合は、地方自治法第100条第3項の規定により6箇月以下の禁固又は10万円以下の罰金に処せられることがありますので念のために申し添えます。

### 記

- 1 提出を求める事件
- 2 提出を求める資料
- 3 提出期限

兵 議 第 号  
令 和 6 年 月 日

(団体代表者) 様

兵庫県議会議長  
浜 田 知 昭

調査照会（資料(記録)送付要求）書

本議会は地方自治法第 100 条第 1 項の規定による調査を行うため、貴団体に対し下記について、照会をする（資料(記録)の送付を求める） ことになったから、○月○日までに回答（送付）されるよう地方自治法第 100 条第 10 項の規定により要求します。

記

1. 事件
2. 照会事項（送付を求める資料）

文書問題調査特別委員会 今後のスケジュールについて（試案）

日 程	内 容
7月中旬 (第3回委員会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・証人尋問</li> <li>・説明員の説明（必要に応じて）</li> <li>・証人出頭要求</li> <li>・資料要求</li> <li>・アンケート調査の実施の可否</li> </ul>
7月下旬～11月 各月1～2回程度開催 (第4回委員会以降)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・証人尋問</li> <li>・説明員の説明（必要に応じて）</li> <li>・証人出頭要求</li> <li>・資料要求</li> </ul> <p>※証人尋問</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文書の7項目の項目別に順次実施</li> <li>・順番は各委員からの出頭要求の状況を見て、証人数や優先順位等を勘案しながら決定</li> <li>・必要に応じ、同一項目について複数回の証人尋問を実施</li> </ul>
11～12月頃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査報告書のとりまとめ</li> </ul>

※調査の進捗状況によっては時期を前倒し又は延長

# 資料（記録）要求一覧

(R6. 6. 27委員会協議分)

提出を求める選挙人 その他関係人	提出を求める資料
兵庫県総務部付 渡瀬 康英	①令和6年3月12日付け文書「齋藤元彦兵庫県知事の違法行為等について」 ②令和6年4月1日付け報道機関あて文書
兵庫県知事 齋藤 元彦	「令和6年5月7日付けで発表された元県民局長に対する処分決定に当たり人事課が行った内部調査の結果」及び「内部調査に係る根拠資料」

# 証人出頭要求一覧

(R6. 6. 27委員会協議分)

出頭を求める者	証言を求める事項
兵庫県総務部付 渡瀬 康英	自身が作成した令和6年3月12日付け文書「齋藤元彦兵庫県知事の違法行為等について」の内容



## 県職員対象アンケート調査実施要領（試案）

文書問題調査特別委員会（以下「本委員会」という。）で取り扱う令和6年3月12日付元県民局長の文書（以下「文書」という。）について、県職員を対象としたアンケート調査（以下「本アンケート調査」という。）を下記の内容により実施する。

### 1 目的

本アンケート調査は、本委員会の調査事項である「文書に記載されている7項目の内容の真偽に関連する事項」について、県職員の認識状況を把握し、今後の調査の参考とするために実施する。

### 2 対象者

兵庫県職員（会計年度任用職員、非常勤職員を含む）

### 3 調査方法

庁内電子メールを職員及び組織宛に送付する。

### 4 回答方法

回答者は原則、インターネット（スマートフォン等で電子メールに添付されたURLへのアクセス又はQRコードを読み取る）にて、記名又は無記名のいずれかで回答を行う。ただし、希望する職員については、郵送による回答も可能とする（郵送料自己負担）。

なお、アンケートの回答に当たって無記名による回答も認めることから、委員は、「個々の回答内容の真偽は今後の調査によって明らかにすべきもので、回答内容をもって事実確定としない」という認識を共有する。

### 5 回答者の保護

- （1）記名で回答した者の氏名については議会事務局の本委員会担当者が管理することとし、本人の許可を得ない限りは、公開とせず、委員や他の事務局職員にも知らせない。
- （2）無記名で回答した者については、システム上、特定できないようにし、氏名の特定は行わない。

### 6 回答内容の取扱

回答内容のうち、自由記述以外は数値化して集計し、自由記述については、個人の特定が可能な箇所や不適切な表現等を除き、活字にて公開する。

### 7 アンケート用紙（試案）

別紙のとおり

令和6年6月 日

兵庫県職員の皆さま

兵庫県議会文書問題調査特別委員会  
委員長 奥谷謙一

## 元県民局長の文書に記載されている7項目に関するアンケート調査へのご協力依頼

職員の皆様におかれましては、常日頃から県政の推進にご精励賜り、厚く御礼申し上げます。このたび、標記アンケート調査についてご協力いただきたく、メールにて依頼をさせていただきます。

県議会では、去る6月13日に、元県民局長の文書問題の内容を調査するため、文書問題調査特別委員会（百条委員会）を設置いたしました。一日も早く県民の県政への信頼回復を図るため、公平、公正な調査を進めてまいります。

つきましては、アンケート調査により職員の皆さまの声をお聞きすることで、今後の調査の参考としたいと考えています。

本委員会の設置目的は、特定の人物を貶めたりするものでなく、元県民局長の文書の真偽を明らかにするものであることにご理解いただいた上で、ご多用のところ大変恐縮ですが、 月 日 ( )までにスマートフォン等から下記のURLへのアクセス又はQRコードを読み取っていただき、ご回答いただきますよう、ご協力のほどよろしくお願ひします。

【アンケート回答用紙のURL】

<http://>

【QRコード】



- 本アンケートは無記名または記名のどちらでも構いません。
- 本アンケートのURL及びQRコードを県職員以外の第三者に送付しないでください。
- 本アンケート調査では、回答された方の不利益等につながらないように下記のとおり取扱いします。
  - (1) 提出されたアンケートは、議会事務局の本委員会担当職員のみが管理します。
  - (2) 記名でご回答いただいた方の個人情報等は厳守します。また、無記名の場合は、システム上、特定できないようにし、氏名の特定は行いません。
  - (3) ご回答内容のうち、自由記述以外は数値化して集計し、自由記述については、個人が特定できる部分、不適切な表現等を削除の上、公開します。
  - (4) なお、郵送による回答を希望する方は、下記送付先へ郵送して下さい（郵送料は自己負担ください）。
- 本委員会では、元県民局長の文書に記載の内容に関して、実状・体験、見聞きしたことを証言できる方、または聞き取り調査等についてご協力いただける方を求めていますので、回答欄に記入いただくと幸いです。

問合せ・送付先：兵庫県議会事務局議事課内

文書問題調査特別委員会職員アンケート担当

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

Gikaigijika@pref.hyogo.lg.jp

# 元県民局長の文書に記載されている7項目に関するアンケート調査（テスト）

兵庫県職員の皆様におかれましては、ご多用のところ大変恐縮ですが、〇〇月〇〇日（ ）までにご回答いただきますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

\* 必須の質問です

1. 記入方式を選択してください。 \*

1つだけマークしてください。

記名

無記名 質問6にスキップします

【記名の場合のみ】所属、氏名、連絡先を記入してください。

2. 所属

---

3. 氏名 \*

---

4. 連絡先

---

5. 本委員会での証言や聞き取り調査等にご協力いただける方は、下記の「協力する」をチェックしてください。

当てはまるものをすべて選択してください。

協力する

6. 年代を選択してください。 \*

1つだけマークしてください。

10～20代

30代

40代

50代

60代

【元県民局長文書に記載の7項目について】（Q1～7）

※選択肢B・Cについては、新聞やインターネットで知ったものは含みません。

7. 【Q1】五百旗頭真理事長ご逝去に至る経緯について \*

1つだけマークしてください。

A : 目撃等により実際に知っている

B : 目撃等により実際に知っている人から聞いた

C : 人づてに聞いた

D : 知らない

8. 【自由記述】 ※その内容について、具体的に記入してください。

---

---

---

---

---

## 9。 【Q2】 令和3年の知事選挙における県職員の事前選挙活動等について \*

1つだけマークしてください。

- A : 目撃等により実際に知っている
- B : 目撃等により実際に知っている人から聞いた
- C : 人づてに聞いた
- D : 知らない

## 10。 【自由記述】 ※その内容について、具体的に記入してください。

---

---

---

---

---

## 11。 【Q3】 次回知事選挙に向けた投票依頼について \*

1つだけマークしてください。

- A : 目撃等により実際に知っている
- B : 目撃等により実際に知っている人から聞いた
- C : 人づてに聞いた
- D : 知らない

## 12。 【自由記述】 ※その内容について、具体的に記入してください。

---

---

---

---

---

13. 【Q4】知事が贈答品を受け取っていることについて \*

1つだけマークしてください。

- A : 目撃等により実際に知っている
- B : 目撃等により実際に知っている人から聞いた
- C : 人づてに聞いた
- D : 知らない

14. 【自由記述】※その内容について、具体的に記入してください。

---

---

---

---

---

15. 【Q5】知事の政治資金パーティー実施にかかるパーティー券の購入依頼について \*

1つだけマークしてください。

- A : 目撃等により実際に知っている
- B : 目撃等により実際に知っている人から聞いた
- C : 人づてに聞いた
- D : 知らない

16. 【自由記述】※その内容について、具体的に記入してください。

---

---

---

---

---

17. 【Q6】 阪神・オリックス優勝パレードにかかる信用金庫等からのキックバックについて \*

1つだけマークしてください。

- A : 目撃等により実際に知っている
- B : 目撃等により実際に知っている人から聞いた
- C : 人づてに聞いた
- D : 知らない

18. 【自由記述】 ※その内容について、具体的に記入してください。

---

---

---

---

---

19. 【Q7】 知事のパワーハラスメントについて \*

1つだけマークしてください。

- A : 目撃、経験等により実際に知っている
- B : 目撃、経験等により実際に知っている人から聞いた
- C : 人づてに聞いた
- D : 知らない

20. 【自由記述】 ※その内容について、具体的に記入してください。

---

---

---

---

---

このコンテンツは Google が作成または承認したものではありません。

## Google フォーム



## 知事等の行動、言動に関するアンケート調査結果について（2024年5月15日公表）

作成 丸尾 牧

配布日 4月26日(金)7時40分～9時 配布者 丸尾を含め5人 配布枚数300枚 返信用封筒つける  
5月14日現在 回答数21人（元職員1人含む）

回答は要約。名前はイニシャル等に丸尾が変更。事実関係は不明。

### 回答1

知事のパワハラ気質は事実。

局長文書の20m手前で公用車から降りて怒鳴り散らしたエピソードは多くの職員が知っている有名なもの。イベント開催時にマスコミの取材がなかった時も担当課の不手際として怒鳴り散らしていました。限界です。このような環境の中で、県職員は忖度、忖度の日々です。センチュリーを買い替えた後も安価な車にしたとはいえ毎日自宅までの送迎。運転手の調査勤務を含めトータルではセンチュリーより負担増。自己正当化の極み。パワハラ気質を改めていただかないと決して県職員の仕事、しいては県政は良い方向には向かわない。

### 回答2

パワハラ

1. 謎の15分ルール 庁外での公務イベント時には、目的地に15分前に着かないと激怒。就任以来、この時間が守れず、知事の送迎担当の運転手（県職員）を強制的に交代させられた者が多数。15分前に着かない場合、随員の秘書が罵倒される。

2. 理不尽な個室ルーム用意の強制

庁外公務イベントでは、いかなる場所でも、個室を用意せねば、同じく罵倒される。罵倒されるのは秘書課の随行者や側近の部長など。罵倒された彼らは、イベント担当者につく注意する。

（伝聞情報）R5年度末、尼崎の森公園でのイベント時にあったできごと。知事の意を受けた秘書課の強い要求により、一般人用の授乳室をクロズドにして、知事専用の個室に一時的に切り替えざるを得なかった。実際、授乳室を利用したいママさんが、クロズドな状況で困っていた。イベント時、いかなる場所でも個室の確保を強く強要する姿勢及び一般県民にもご迷惑をおかけしている事態は許されない。

3. 人事当局の公益通報調査

調査方法そのものが不適切。人事課の職員が行っているが、顔見知りの人間が、顔見知りの職員を聴取している。聴取する人間が人事課職員であれば、聴取される側が、人事的な報復を恐れ、正直なことをしゃべれるわけがない。第三者委員会に対して報告される事実関係そのものが、人事当局によって調査された不当なものである。第三者委員会が正しい判断を下せるわけではない。パソコンは公用物なので、やむを得ないとしても、個人スマホの提出を迫るなど、法治国家、地方自治体として、信じがたいものである。

4. 公益通報文書に記載のない物品供与

ゴルフクラブ、コーヒーメーカーの他に、手作り家具（チェアだったか）も供与を受けたことがある

と聞いたことがある。

### 回答3

(コーヒーメーカー) D部長が返したコーヒーメーカーについて、産業労働部職員からは、向かいの会議室で見たことないと聞きました。

(H社) A副知事の息子はH社で働いており、県とH社はどっぷりの関係。

(調査の正当性) A副知事、B部長は、県での仕事の大半を人事課で従事し、人事課に子飼いの職員は多数いる。知事就任後は、人事権を背景に圧倒的な力で県庁を支配している。このような状況で適切な調査はできるのか。明らかに忖度が働いている。

(人事について) 知事は人事に興味がなく、こいつは生意気だという程度の人事。人事の大半は、A副知事、C部長、D部長が行う。人事は能力主義ではなく、好き嫌いのみ。またE部長の妻は就任1年の副課長を横滑りで追い出す形で、この春に行われている。

(若者・Z世代の広報費) ポスター・チラシへの知事の露出など、知事の広報にかかる思いは一塩。イベントでは何百枚の写真をとらせ、XでのPRに余念がない。表記の若者・Z世代のPR経費に約1億円予算が確保されたとの噂。全体の広報経費は5千万円。計画課に計上らしいが、どこに計上されているかわからない。

(パワハラについて) 県民局長文書中、知事のパワハラ関係の記載は正しい。協議は気分次第。幹部は常に顔色を窺っている。D部長のパワハラもすごい。名前は呼び捨て、おまえ呼ばわり。大きな声で人事の話をする。人格を否定し人をいじることが大好き。いじられた人の気持ちはわからない。A副知事は、人の話を聞かない。嫌な人は人事で飛ばす。

(知事の贈答品) 贈答品の記載はすべて正しいのではないか。秘書課の話では、「お菓子・酒などの手土産も知事は一人で全部持って帰る。井戸知事はおすそ分けがあった」とのこと。ケチで有名。

### 回答4

#### 1. コーヒーメーカー

コーヒーメーカーは秘書課の倉庫にあったと職員内では聞いている。真相不明。

#### 2. 豊かな海づくり大会 宮城での話

当時、明石市長と明石公園で色々あり、あえて音信不通としていた。兵庫県の1つ前は宮城県での開催。知事と市長の関係を知らない宮城県側は宿泊先を同じホテルの同じフロアとしていた。それを知った知事はフロアを変えるよう豊かな海づくり課に指示し、フロアを変更させたことがある。職員はこんな仕事をしている。

#### 3. はばタンペイ、顔写真事件

今やすっかり定着した知事の顔写真入りポスター・チラシ。これははばタンペイの時にチラシを作ったが、写真がないことに激怒。慌てて担当課長が知事室に行ったが、「お前？君？ではない、上の者を呼べ」と知事に言われ、D部長が知事室に行った模様。その情報が全庁にかけめぐり、知事の顔写真入りのチラシ・ポスターが入ることになった。これは選挙対策である。県民に顔を売るためだけ。はばタンペイ、第2弾以降の県のチラシを見て欲しい。

#### 4. 知事の動線確保

最近の秘書課の対応が酷い。知事に怒られるという理由で、知事の動線資料をやたら作成させる。その際に会場に鏡があるのか？トイレはどこか？歩く距離は短いか？何が提供されるのか？など聞かれ資料をつくるように言われる。全て知事に怒られないため。

知事は取材マスコミ数をいつも気にしており、各課とのマスコミの方にお願ひし、取材に来てもらっている。各幹部とも県民より知事に怒られないことばかり気にしている。若手の夢をなくしている。若い職員の離職の多さが気になる。

#### 5. スポーツ観戦 53 番

知事のスポーツ観戦の際、いつも 53 番を着用しているが、これは県からチームに依頼しないと有り得ない。おそらく各チームにユニホーム作成を水面下で依頼している。

#### 6. 県民局長の怒り

昨年度までの県民局長に対しては、知事はパワハラまが이었다。原因として①出張の際、局長が出迎えしなかったから、②サイクリングスポットが完成したときに若手職員がインタビューを受けテレビに出たことが知事の怒りを買った。以降、やたら県民局長には厳しかった。

#### 7. 阪神のチケット

Twitter で知事が野球観戦したことを報告しているが、チケットを無料で手配させているはず。知事が自分でチケットを買っているとは思えない。E 部長と 2 人で観戦している所（甲子園の外で目撃）をみると、パレードの代わりにチケットを貰ったと思われる。

#### 8. I 団体と知事

最近の県のイベントにやたら I 団体を呼べとトップから指示あり。公私混同が甚だしい。頭は選挙しかない。

#### 9. 知事 スキーウェアたかり事件

神鍋高原視察の時、スキーウェアを欲しいと言っている。結局、プレゼントはしなかったが、知事は欲しがったよう。

#### 回答 5

- ・ゴルフセット、自転車、コーヒーメーカー、トースター、ジャージ、日本酒、のり、その他貰っているとある担当者から聞いている。
- ・考古博物館で駐車位置が気に入らないと激怒したと担当者から聞いている。

#### 回答 6

- ・E 部長の身内昇進による奥さんの昇進と、昇進速度もおかしい。よく働く上司のもとばかりに配置し負担を軽減させている。
- ・パワハラによる G 課長が自死されたことに対して、知らん顔しているのは、文書にある通り。目撃はしていない。

#### 回答 7

知事及び告発文がらみの幹部職員の即時解任を希望している。斎藤県政は県民にも職員にも全く良くない県政を 3 年間やってきた。職員の大半は先行の不安な知事には解任を願っている。第 3 者委員会で

の本当の解明を願っている。

#### 回答 8

報道は全て事実であると聞いている。(当事者ではない)

#### 回答 9

知事の行動、言動全てが疑問。是非とも第三者委員会を設置して欲しい。でないと永遠に真実は明らかにならない。

#### 回答 10

F 県民局長のパワハラを受けた。仲間はずれにして、情報が入ってこないようにする。「〇〇は仕事できるけど、お前は全く仕事できない。なんでお前が人事課に来たんや」

#### 回答 11

今回のような告発文が内部から出てくる背景に大きな問題がある。県庁の多くの職員に、知事やその取り巻きに対する大きな不信、不満がある。取り巻きトップの A 副知事は、知事の県庁組織や職員に対する無知、無関心に付け込み、全くの自分の好き嫌いで人事を専横、私物化している。知事交代を機に、多くの優秀な職員を追放し、A 副知事一派が要職を独占。第三者委員会での調査を進め、告発文で指摘されていることの真実を明らかにすることが何より先決だと思うが、今回の事件の背景にある人事権の権限濫用による組織の腐敗についても、是非目を向けていただき、今後の県政正常化のために今の体質を抜本的に改善する必要がある。

G 課長の自死については庁内では箝口令が敷かれている。4月に亡くなっているのに、いまだに県庁の訃報に載せられていない。

#### 回答 12

G 課長が自殺したと聞いた。職員として、あり得ない話。絶対に知事等は知っている。本当に助けて欲しい。県のために力を貸して欲しい。

#### 回答 13

知事は思い付きでやりたい施策の立案を指示する。職員は必死で理屈をつくる。EBPM などなく穴だらけ。

知事は自分が大好き。チラシに自分の写真がないと怒り、自分の X にリンクを張る施策の HP に自分の写真がないと言って休日に対応させる。各地のキャンペーンでの露出は自民の協力が弱まることに対する不安への対応。

人事権の濫用は知事だけではない。人事課 OB の 2 部長もやりたい放題。

阪神・オリックスパレードは、11月までは5億円を目標としていたが、1月に事務局担当の課長 G は、実はこれでは足りておらず苦しいと漏らしていたとのこと。実際、この春の発表結果では6億円の事業費に増えていた。相当無理なことを知事と当時の担当部長が指示していたのではないか。その担当

部長は仕事を休んだまま青少年本部に異動したが音信不通。とても心配している。

#### 回答 1 4

知事は雑談嫌い、機嫌の良し悪しがはっきりしており、職員に対して高圧的で、機嫌によっては、パワハラと受け取れる発言がある」とは、出先にいても聞こえてきた。実際に担当した会議では、事前に知事控室とお手洗いの場所や鏡の有無、車寄せ場所や飲み物など必須確認事項が多いし、会場には数分遅れで到着されるなど、他の出席者への配慮がない。

ご自身の肝いり事業を進めたい気持ちは理解するが、あまりにも行き当たりばったり、思い付きでEBPMもないし将来的なビジョンや戦略もない。合理的な根拠に基づいて県民に十分説明できる状態で事業を推進したいものである。

回答 1 5 物欲もかなりのもので、海苔の頂き物が段ボール一箱あったそうですが、知事がすべてを持ち帰る。写真撮影の時は、手鏡系の職員がいることも聞いている。

回答 1 6 (元職員) 知事に関わった者なら知っている話 つまり告発文書でデマではないと思います。毎日自宅から送迎付き出勤、しかも時間通り出てこず、そのせいで目的地に予定通り着かないと「なぜこんな工程を立てるのか」と激怒する。人件費無駄遣いと理不尽なパワハラも事実のようですが。前西播磨県民局長と一緒に働いた者として、彼がいい加減な嘘をつく人間ではないことを保証します。

回答 1 7 県民局長等は、播磨科学公園都市第 2 工区の枇杷の谷は、H21 年台風第 9 号災害復旧事業及び播磨自動車建設残土を受け入れて造成を行った。この産業用地に産業廃棄物（コンクリート殻）が埋められていることを知りながら放置している。

回答 1 8 はばタン Pay+ 広報うちわ 昨年 7 月、はばタン Pay+ 告知イベントの知事協議の際、知事が突然怒り始め、周りの職員は怒りの理由がわからず慌てたとのこと。怒りの理由は、広報用に配布するうちわに、知事の顔写真が入っていなかったことから、結局、うちわやちらしは作り直しとなり、写真入りのものに差し替えられたとのこと。今では、チラシやポスターには、知事の写真を入れるのが標準になっています。

ひょうごっ子ココロンカードの再配布 知事の名前を入れよとの指示で、知事名入りのココロンカードを再配布しました。※もともとのココロンカードは知事名が入っておらず、知事が変わってもそのまま中学卒業まで使えるもの。

告発文にあった、地域づくり懇話会の際歩かされて激怒した等々の話も、昨年度もよく耳にしました。私は知事派でも前局長派でもありませんが、今の知事になってから、誰のための仕事だろうと疑問に思うことが多くなりました。第 3 者委員会や百条委員会できっちりと調査すべき。

#### 回答 1 9

・業務時間中にも関わらず、何時間も使って広報広聴課横の小部屋で知事自身のプライベート写真を職員に撮影させている。

- ・2号館では「僕が目立つ、マスコミを呼べる事業を考えろ」との指示が連日降って来ると疲弊。
- ・ワーケーション知事室での訪問先の有名ジェラート店が定休日であったのに、「食べたい」と主張して開けさせた。（多可町のお店か）
- ・産業労働部長はコーヒーメーカーへの返品を認めた後の人事課からの聞き取りに対し「僕だけじゃない」と発言した。
- ・知事の顔が‘はばたん Pay’はじめ各種ポスター・広報物に登場することに対し県民からの苦情が多数入っている。（来年度の知事選時はポスター撤去するのか？そのコストはいかほどか？）
- ・3月29日に開催された「60歳のつどい」の知事挨拶では長い間県行政に従事された諸先輩のねぎらいの言葉もほほないばかりか、用意された原稿になかった「私の足を引っ張らないでいただきたい」との趣旨の発言があったとのこと。
- ・知事のパワハラについては、詳細は把握していませんが「人格〇〇者」と評する声もあり。
- ・当初より物議を醸している4割出勤については、もはや「手段」ではなく「目的化」しています。「手段の目的化」これは愚策が陥る典型例ではないか。

回答20 私は県庁で働く一職員です。G課長が4月に自殺されたと聞きました。県庁内はまるで緘口令でも敷かれているかのごとく、誰もそのことを口にしません。真面目に仕事をしてきた人がなぜ自ら命を絶たなければならなかったのでしょうか。その無念を思うと胸が痛みます。斎藤知事らがこのまま幕引きすることは許されません。第三者委員会を立ち上げてしっかりしらべていただきたい。

回答21 直接知事や当該幹部等からパワハラ等を受けたことはないですが、他の幹部職員の話では、前知事は職員の事を大事にしてくれたが、今の知事は全く職員の事を考えてくれない。自分のことしか考えてないと言うような話を聞いた。

以上

兵庫県職員アンケート結果公表2回目

1回目アンケート用紙配布 4月26日(金)7時40分～9時 兵庫県庁前 配布枚数300枚  
5月14日現在 回答数21人(元職員1人)  
6月20日現在 回答数24人(+3人、再度提出した人が1人)

2回目アンケート用紙配布 5月31日(金)7時40分～9時 阪神北県民局80枚配布  
3回目アンケート用紙配布 6月3日(月)7時40分～9時 阪神南県民センター28枚配布  
6月24日現在 回答数3人

パワハラ記載3人(1回目2人、2回目1人)から7件の記載あり

物品授受記載1人(1回目1人)から1件の記載あり

1回目アンケート回答

・出張先のトイレの確保、場所の確認をかなりうるさく言われるようで、その理由は知事が鏡をみるため。鏡がなければ、担当課が鏡を用意しておかないと怒られるそうです。驚いたのは、鏡が小さかったり、用意した鏡が三面鏡でなかったと怒られたという話を聞きました。出張の度に鏡の準備を強いられるのは、些少な事柄ですが、異常さを感じます。

・Xで牡蠣を食べに行ったことを投稿していましたが、お土産に牡蠣を抱えるほど持って帰ってきたそうです。

・知事の謎の写真撮影会を広報課職員がさせられているそうです。革ジャンを着たり、白紙のフリップを持ちたりして、小一時間、知事のメッセージ(←月初に全職員あてに届く動画です)を撮影する部屋で、撮影会が繰り広げられている、と。その写真が業務で使用されたことはないそうで、私的な写真撮影が疑われます。それを、勤務時間中に県庁内で備品のカメラを使用し、職員に撮影させている。これこそ、職務専念義務違反では…。ちなみに、その時の知事は、たいへんご満悦だそうです。

・メディアへの露出に対する執着がすごく、たまたま担当課長などが対応した事業やイベントがメディアに掲載されると、なぜ自分(知事)に話を持ってこないのか、と激怒するそうです。

・産業労働部に返却したトースターの件、又聞きではありますが、証言のとおり夏以降総務課で保管していたそうです。ここからは私の想像になりますが、H社から産業労働部長に送られたトースターとコーヒーマーカーは実は2台だったのではないかと、1台は知事のものとなり、産業労働部長はためらわれて職場に置いていたのでは、と思いました。

・懇話会などの会場で、自分が到着するまでに相手方が到着しないと後で怒られるそうです。早めに会場入りし、相手の方と挨拶を交わすなどは一切されないそうで、全員揃っているところに、最後に自分が登場しないと気がすまないという話を聞きました。

・イベントの際、更衣室と姿見(鏡)を用意するのも、マストで、担当職員が、段ボールで、包んだ姿見を運んでいるのを見た。

・あるイベントを担当した友人が、知事は、大きな鏡がないと怒るから、と言われて、大きな鏡を用意した。

・イベント当日、知事が更衣室に入るやいなや、三面鏡がないと、激怒された。

・香美町に出張した際、香美町に更衣室を、用意させた。町長も、びっくりしたらしい。

・その後、イベント関係者の間では、「お前は、花嫁さんか?」と陰口がはやった。知事就任後、早い時期のイベントだった。

・議事録改竄問題

2月県会で、県民連合議員に、4割出勤を強行しようとするのは、政策調整の「プロセスが未熟」と言われたのを、自分が未熟と言われたと勘違いして激高し、議事録を改竄させた。

次の質問の分収育林の冒頭で、斎藤知事が、「県民に選ばれた知事に対して、未熟者とは、失礼でしょう。」と言ったが、これも議事録から削除されている。ただ、その後、議員から「未熟というのは訂正します。」というの残っている。

#### ・気に入らない職員の左遷問題

現役課長クラスでも重要なポストにあるものがひどい左遷をくらっています。

・昨年6月21日尼崎で行われた朝食を食べながらの勉強会にて、知事が入口まで歩かされたと激怒。随行か、担当かは不明とのこと。朝食を食べるのが遅く、途中で片付けられたと激怒。主催者に、始末書の提出まで求めたとのこと。(主催者は否定)

・令和4年9月の新聞に、万博に向け、尼崎に新埠頭との、大きな記事が出ました。すると知事が激怒。当時の幹部職員2名を呼び出し、「私は、こういうやり方は、許さないですよ！」と、机を叩きながら、怒鳴り散らした。幹部職員2名は、茫然自失、その場に立ち尽くした。

・知事は、「部長や県民局長のマネジメントに任せます。」と、表では言いながら、「聞いていない！」と激怒する案件が続出している。その大きな原因の一つは、知事自身の気質にあるが、もう一つ見逃せない原因がある。これまで、兵庫県の歴代知事は、「お伺い」「ご報告」という、ペーパーでの協議や報告を受け付けており、1日20件から30件のペーパー協議がされ、「了」か「?」「×」などの、知事決定がなされていた。前知事までの慣行を嫌う今の知事が、何の吟味もなく、この「お伺い」「ご報告」制度まで廃止したことも、聞いてない激怒続出の原因の一つと考えられています。

・病気療養中だった元県民生活部総務課長が亡くなったみたいです。

・現総務部長とM社との関係。間接分を含めて過去10年でどれだけの公金が同社に支払われたのか。

#### 2回目、3回目アンケート回答

・(目撃者) 知事が天神川の復旧の現場を視察に来た時に、ヘルメットをかぶらないと言ったため、ヘルメット無しでは現場に入れないので現場工事を止めました。一刻も早く復旧しなければならない時に知事の方がままで、住民の生活再建を遅らせるのは、おかしいと思います。新聞社・テレビ局の現場視察の写真・映像を見ればわかりません。

・(伝聞) 去年の天神川災害の時ですが、現場に入るには、ヘルメットの着用が義務なのですが、知事はTV映りを気にしてヘルメットの着用を嫌がり、わざわざ復旧工事をストップさせて、現場に入ったとの事です。現場は、急ぎ復旧しているのに、自分の勝手に現場を止めるとは、情けない気持ちです。

・(伝聞) 公園関係のイベントを知事が知らなかったため怒ったらしい。

・(伝聞) 港湾関係事業のレクで怒鳴られたらしい。



令和6年6月27日

文書問題調査特別委員会委員 様

総務部付 渡瀬 康英

人事委員会への不服申立てを行っていない理由について

今回の告発文書の作成、配付に対する処分について、「本人に不服があれば人事委員会へ申立てするはず」といった趣旨の発言を仄聞します。

自分は人事課のOBです。自分の後輩たちが今回の件で深く関わっています。一緒に苦勞してきた仲間もいます。この間、人事課の職員たちがどんな思いで仕事をしているか、分かっているつもりです。その後輩たちを訴えることがどんなに辛いことかご理解いただきたいと思います。

不服申立てをしなくても済む可能性が少しでも残っているのなら、それをギリギリまで待ちたい、そういう思いです。

私の願いは兵庫県という組織がより良くなるため、真実が明らかになることです。お手数をおかけしますが、どうか、よろしく願いいたします。